

2016年5月9日

愛媛県八幡浜市  
市長 大城 一郎 殿

## 要 望 書

新緑満ち、風薫るいい季節となりました。

貴殿におかせられては、日頃から八幡浜市民各位のため、行政に邁進されておられることと拝察致します。さらに10km圏内に伊方原発があり、30km圏内自治体として原子力災害対策重点区域に指定されている御市では、熊本大地震の今後の進展に不安を抱かれている市民も多いのではないかと推察いたします。

さて、私たちは本年2月、伊方原発広島裁判原告団を結成し、去る3月11日、広島地方裁判所に伊方原発運転差止の提訴（本案訴訟）と伊方原発3号機運転差止仮処分命令申立を同時に行いました。

私たちがこの訴えに踏み切ったのは、次のような理由に拠ります。

1. 伊方原発はたとえ事故を起こさなくても運転中大量の放射性物質を放排出しており、これを座視するなら人工電離放射線による被曝を受忍することとなり容認できない。あまつさえこの被曝の押し付けを私たちが断固として拒否することは、次世代に対する責務ですらある。1945年8月の、原爆による放射線被曝の恐ろしさを身をもって知っている者として、放射線被曝はいかに低線量であっても被曝損傷をもたらす、原爆放射線と同種の被曝損傷をもたらす原発を次世代に残すべきではないしまた残したくない。

<3月11日の第1陣提訴の原告67名中には、原告団長・副団長をはじめとする広島・長崎の原爆被爆者が18名含まれています。また5月5日現在原告は100名となっておりますが、うち27名が広島・長崎原爆被爆者です>

2. 伊方原発でフクシマなみの苛酷事故が起こったら、御地のみならず広島市も法令で定められた公衆被曝線量限度をはるかに越えるひどい放射線被曝を強いられることが、原子力規制委員会の放射性物質拡散シミュレーションで予測されている。私たち広島市民も事実上の移住を余儀なくされることになり、「ふるさと」を失うことになる。しかも伊方原発はフクシマなみの苛酷事故の可能性を絶対排除した上で再稼働されるわけではない。

<別添リーフレット『被爆地ヒロシマが被曝を拒否する』をご参照ください>

3. 原発など核施設から不断に放排出される放射性物質による低線量内外被曝によって世界中の核施設の核産業労働者や周辺の住民に健康被害を与えていることを示す多数の研究や報告が公表され、その低線量被曝損傷の実態は明らかである。

現在地震に関する科学は、巨大地震発生を精確に予測する段階に至っておりません。そのことは今回熊本大地震が見事に証明しました。中央構造線の活断層群が引き金になって巨大地震が発生し、伊方原発が破壊される可能性なしとしません。いったん苛酷事故が起きれば、その結果は前述の通りです。

原子力災害対策重点区域に指定されている八幡浜市及び市長である貴殿は、伊方原発の再稼働について非常に大きな影響力をお持ちです。御市においては、本年1月、伊方原発の再稼働の是非を問う住民投票条例の制定を求めて直接請求が行われ、有権者の約3分の1にあたる9939人分もの有効署名が集められました。これは多くの御市民が、安全性の確認がないままに性急に進められる再稼働の動きに不安を感じた表れだと考えます。ましてやご案内のごとく、伊方原発の絶対安全性は原子力規制委員会ですら保証するものではありません。

こうした点に鑑み、その持てる影響力を遺憾なく発揮せられて、長期視野から伊方原発再稼働に反対の意思を明示され、さらには同原発廃炉に向けてご尽力いただきますよう要望します。

なお、蛇足ながら御市は観光を中心とした町づくりが着々と進んでおられるように見受けられます。八幡浜市百年の計に立てば、伊方原発の存在は百害あって一利なしとも愚考いたします。

## 要 望

- 一、八幡浜市民・周辺自治体住民、原爆被爆者をはじめとする広島市民や瀬戸内海沿岸住民及びすべての日本国民を、人工電離放射線による健康被害や生命への危険から守るため、四国電力伊方原発再稼働に反対し、同原発を廃止するためご尽力ください。

伊方原発広島裁判

原告団団長 堀江 壯(広島原爆被爆者)

同副団長 伊藤 正雄(広島原爆被爆者)

原告団 一 同